C　prove to have the ability to deliver the products, required by this notice, on the date and to the place specified by the Obligating Officer,

D　meet the qualification requirements which President, Kanazawa University may specify in accordance with Article 32 of the Regulation,

E　not be currently under a suspension of business order as instructed by President, Kanazawa University.

⑺　Time limit of tender : 5 : 00 PM 11, June, 2012

⑻　Contact point for the notice : Megumi Tsujita, Procurement management Section, Financial management Division, Kanazawa University, Kakuma-machi Kanazawa-shi 920―1192 Japan, TEL 076―264―6162

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年4月20日

国立大学法人金沢大学長　中村　信一

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　17

○第２号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　15、28

⑵　購入等件名及び数量　３キャンパス双方向遠隔授業システム　一式

⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。

⑷　納入期限　平成24年９月28日

⑸　納入場所　学長が指定する場所

⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　国立大学法人金沢大学の会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。

⑵　国の競争参加資格（全省庁統一資格）において平成24年度に東海・北陸地域の「物品の販売」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。

⑶　購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

⑷　国立大学法人金沢大学の会計細則第32条の規定に基づき、学長が定める資格を有する者であること。

⑸　学長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920―1192 金沢市角間町　金沢大学財務部財務管理課調達管理係長　辻田　　恵　電話076―264―6162

⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の交付場所にて交付する。

⑶　入札書の受領期限　平成24年６月11日17時00分

⑷　開札の日時及び場所　平成24年６月29日10時00分　金沢大学本部棟４階第３会議室

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、学長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書による。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると学長が判断した入札者であって、国立大学法人金沢大学の会計細則第38条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

⑺　手続における交渉の有無　無。

⑻　その他　詳細は、入札説明書による。なお、本公告に示した物品は、仕様書案についての意見招請手続をとった場合、納入期間を十分に確保する事が困難になるため、当該手続を省略した。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Shin-ichi Nakamura, President, Kanazawa University

⑵　Classification of the products to be procured : 15, 28

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Interactive Remote Lecture System 1 Set

⑷　Delivery period : By 28, September, 2012

⑸　Delivery place : The places specified by the Obligating Officer

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

A　not come under Article 30 and 31 of the Regulation concerning the Contract for Kanazawa University,

B　have the Grade A, Grade B or Grade C qualification during fiscal 2012 in the Tokai・Hokuriku area in sales of product for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency,

C　prove to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the procured products,

D　meet the qualification requirements which President, Kanazawa University may specify in accordance with Article 32 of the Regulation,

E　not be currently under a suspension of business order as instructed by President, Kanazawa University.

⑺　Time limit of tender : 5 : 00 PM 11, June, 2012

⑻　Contact point for the notice : Megumi Tsujita, Procurement management Section, Financial management Division, Kanazawa University, Kakuma-machi Kanazawa-shi 920―1192 Japan, TEL 076―264―6162

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年４月20日

国立大学法人静岡大学

契約担当役　財務施設部長　松元　淳一

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　22

○第１号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　14

⑵　借入件名及び数量

財務会計システム　一式

⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。

⑷　借入期間　平成25年４月１日から平成30年３月31日

⑸　借入場所　静岡大学事務局

⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　国立大学法人静岡大学の契約規則第４条及び第５条の規定に該当しない者であること。

⑵　国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人静岡大学の競争参加資格のいずれかにおいて、前者は平成24年度に東海・北陸地域の「役務の提供等」のA又はB等級に格付けされている者を、後者は平成24年度に東海・北陸地域の「役務の提供等又は国立大学法人静岡大学」のA又はB等級に格付けされている者であること。

⑶　本公告に示した物品を第三者をして貸付けようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者、借入物品に係るメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

⑷　契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。